

仙台市地域防災計画（風水害等災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考
<p>P1 第1部 第1章 第1節 風水害による被災を防ぐ</p>	<p>1. 気象等の防災情報に注意する【市民・企業・地域団体等】 大雨・洪水等に関する警報・注意報、土砂災害警戒情報などの気象等の防災情報に注意します。</p> <p>危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報とその利活用</p> <p>気象状況</p> <p>気象庁等の情報</p> <p>市町村の対応</p> <p>住民が取るべき行動</p> <p>警戒レベル</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>※1 夜間～翌日早期に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)に相当します。「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁が ※2 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難勧告(警戒レベル4)に相当します。</p>	<p>1. 気象等の防災情報に注意する【市民・企業・地域団体等】 大雨・洪水等に関する警報・注意報、土砂災害警戒情報などの気象等の防災情報に注意します。</p> <p>気象状況</p> <p>気象庁等の情報</p> <p>市町村の対応</p> <p>住民が取るべき行動</p> <p>警戒レベル</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>&lt;警戒レベル4までに必ず避難！&gt;</p> <p>※1 夜間～翌日早期に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。 ※2 「極めて危険」(危険)が出発するまでに避難完了しておくことが重要であり、「極めて危険」は大雨特別警戒が発せられた際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域(河川)のみが適用することが考えられます。</p> <p>「避難勧告に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成</p>	<p>資料の差替え</p>
<p>P12 第1部 第1章 第3節 適切な避難行動を行う</p>	<p>(追加)</p>	<p>4. マイ・タイムラインの作成【市民・企業・地域団体等】 マイ・タイムラインとは、一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせあらかじめ作成する避難計画のことです。 「いつ」「誰が」「何をするのか」を時系列で整理することにより、避難に必要な情報・判断・行動を把握でき、「自分の避難方法」を見つけることができます。 (資料〇-〇「マイ・タイムライン作成様式」参照)</p> <p>&lt;マイ・タイムラインの例&gt;</p>	

旧頁	旧	新	備考
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>気象情報・避難情報</b></p> <p>警戒レベル 1 <b>台風予報・早期注意情報</b></p> <p>警戒レベル 2 <b>大雨注意報、洪水注意報等</b></p> <p>情報収集(気象・災害) <span style="font-size: small;">・テレビ、ラジオ ・インターネット ・市ホームページ 等</span></p> <p><b>洪水・土砂災害発生のおそれ</b></p> <p>警戒レベル 3 <b>「高齢者等避難」発令</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: x-small;"> <div style="width: 45%;">高齢者など避難に時間を要する方、早期立退き避難が必要な区域にいる方</div> <div style="width: 45%;">高齢者など避難に時間を要する方、早期立退き避難が必要な区域にいる方以外</div> </div> <p style="text-align: center;"><b>避難準備</b></p> <p style="text-align: center;">災害発生のおそれの高まり</p> <p style="text-align: center;"><b>「避難指示」発令</b></p> <p>警戒レベル 4 <b>避難開始</b></p> <p style="text-align: center;">自宅等周辺の災害リスクや、自身・家族の状況に応じて適切な避難行動を選択</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: x-small;"> <div style="width: 30%;">自宅等にとどまり安全確保</div> <div style="width: 30%;">安全な場所の親戚・知人宅に避難</div> <div style="width: 30%;">指定避難所等に避難</div> </div> <p style="font-size: x-small;">[緊急措置] 屋外に出ることかえって危険な場合は、自宅の2階や近隣の頑丈な高い建物等で安全確保</p> <p style="font-size: x-small;">建物内での浸水⇒建物の2階以上へ 安全確保の目安：土砂災害⇒がけなどの反対側、2階以上へ</p> <p style="text-align: center;"><b>避難完了</b></p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>避難の準備・確認</b></p> <p>●ハザードマップ 警戒レベル1で確認</p> <p>自宅周辺の災害リスクを確認</p> <p>浸水深 _____</p> <p>土砂災害 _____</p> <p>自宅が「早期の立退き避難が必要な区域」のエリア内にある <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>●避難する場所 警戒レベル2で確認</p> <p>事前に避難場所や避難方法を確認</p> <p>避難場所① _____</p> <p>避難場所② _____</p> <p>避難方法 _____</p> <p>避難に要する時間 _____</p> <p>●避難開始のタイミング 警戒レベル2で確認</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅が「早期の立退き避難が必要な区域」のエリア内にある場合</p> <p><input type="checkbox"/> 妊娠中の方や小さなお子様連れの方など、避難に時間を要する場合</p> <p style="text-align: right; color: red; font-weight: bold; font-size: small;">警戒レベル3 高齢者等避難</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外で、自宅が洪水 浸水想定区域、又は土砂災害警戒区域等のエリア内にある場合</p> <p style="text-align: right; color: purple; font-weight: bold; font-size: small;">警戒レベル4 避難指示</p> <p>●避難情報の収集手段 警戒レベル2で確認</p> <p><input type="checkbox"/> 仙台市避難情報Web サイト</p> <p><input type="checkbox"/> 杜の都防災メール</p> <p><input type="checkbox"/> _____</p> <p><input type="checkbox"/> _____</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p><b>【参考】市の取り組み</b></p> <p>市では、水害や土砂災害のおそれのある場所や、近隣の避難所の所在地、避難勧告等の基準や避難開始時期等を示した「<a href="#">仙台防災タウンページ</a>」を作成し、配布や市ホームページへの掲載を行っています。</p> <p>また、これらの情報は、市ホームページ「<a href="#">せんだいくらしのマップ</a>」にも掲載しています。</p> <p>1. <a href="#">仙台防災タウンページ</a></p> </div>	<p>避難情報の名称の変更</p> <p>市の取り組みを追記</p>

旧頁	旧	新	備考																						
		<p>(URL)  <a href="https://www.city.sendai.jp/anzensuishin/kurashi/anken/saigaitaisaku/townpage/townpage.html">https://www.city.sendai.jp/anzensuishin/kurashi/anken/saigaitaisaku/townpage/townpage.html</a>  2. <u>せんだいくらしのマップ</u>  (URL) <a href="https://www2.wagmap.jp/sendacity/Portal">https://www2.wagmap.jp/sendacity/Portal</a></p> <p>「マイ・タイムライン」の取り組みを推進するため、<u>仙台防災ハザードマップ</u>や市ホームページにマイ・タイムラインを掲載しているほか、説明会や防災訓練等の様々な機会を通じて、避難行動等に関する情報の周知を行っています。</p>	マイ・タイムラインの推進を記載																						
P6 第1部 第1章 第3節 避難勧告等の発令基準と対象地域	1. <b>避難勧告等の発令基準と対象地域【市民・企業・地域団体等】</b> 災害が発生する危険性のある場合、次の区分により市から避難 <b>勧告等</b> が発令されます。 <table border="1" data-bbox="388 821 1383 1535"> <thead> <tr> <th data-bbox="388 821 442 1062">情報の種類</th> <th data-bbox="442 821 664 1062"><del>避難準備</del> 高齢者等避難開始</th> <th data-bbox="664 821 905 1062">避難勧告</th> <th data-bbox="905 821 1166 1062"><del>避難指示(緊急)</del></th> <th data-bbox="1166 821 1383 1062">災害発生情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="388 1062 442 1535">概要</td> <td data-bbox="442 1062 664 1535"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害を予測して、避難の準備を呼びかけるために発令します。</li> <li>・お年寄りや体の不自由な方は避難を開始する目安です。</li> </ul> </td> <td data-bbox="664 1062 905 1535"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生するおそれがあるため、立退き避難や屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促すために発令します。災害状況に応じ適切に避難して下さい。</li> </ul> </td> <td data-bbox="905 1062 1166 1535"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の危険が目前に迫り、避難しなければ生命の危険が高まるような状況にある場合に発令します。</li> <li>・勧告よりも強く、避難のために立ち退かせる行為等を求めます。</li> </ul> </td> <td data-bbox="1166 1062 1383 1535"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を求めます。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	<del>避難準備</del> 高齢者等避難開始	避難勧告	<del>避難指示(緊急)</del>	災害発生情報	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害を予測して、避難の準備を呼びかけるために発令します。</li> <li>・お年寄りや体の不自由な方は避難を開始する目安です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生するおそれがあるため、立退き避難や屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促すために発令します。災害状況に応じ適切に避難して下さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の危険が目前に迫り、避難しなければ生命の危険が高まるような状況にある場合に発令します。</li> <li>・勧告よりも強く、避難のために立ち退かせる行為等を求めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を求めます。</li> </ul>	1. <b>避難情報の発令基準と対象地域【市民・企業・地域団体等】</b> 災害が発生する危険性のある場合、次の区分により市から避難 <b>情報</b> が発令されます。 <table border="1" data-bbox="1540 821 2573 1932"> <thead> <tr> <th data-bbox="1540 821 1673 940">情報の種類</th> <th data-bbox="1673 821 2027 940">高齢者等避難</th> <th data-bbox="2027 821 2294 940">避難指示</th> <th data-bbox="2294 821 2573 940">緊急安全確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1540 940 1673 1150">発令される状況</td> <td data-bbox="1673 940 2027 1150"><u>災害のおそれあり</u></td> <td data-bbox="2027 940 2294 1150"><u>災害のおそれ高い</u></td> <td data-bbox="2294 940 2573 1150"><u>災害発生又は切迫(ただし、必ず発令される情報ではない)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1540 1150 1673 1932">発令時の行動</td> <td data-bbox="1673 1150 2027 1932"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>危険な場所から高齢者及び障害のある方等は避難します。避難に時間を要する方、その避難を支援する方及び早期の避難が望ましい地域にお住まいの方等が対象です。</u></li> <li>・<u>上記以外の方も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。</u></li> <li>・<u>ハザードマップ等を確認して、自宅やその場所で安全を確保できると自ら判断できる場合は、上階へ移動</u></li> </ul> </td> <td data-bbox="2027 1150 2294 1932"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>危険な場所から、全員避難します。</u></li> <li>・<u>ハザードマップ等を確認して、自宅やその場所で安全を確保できると自ら判断できる場合は、上階へ移動したり、上層階に留まる等、屋内で安全を確保することもできます。</u></li> </ul> </td> <td data-bbox="2294 1150 2573 1932"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>災害の危険が目前に迫っているか、既に災害が発生している状況です。命の危険が迫っていますので、直ちに身の安全を確保します。</u></li> <li>・<u>避難所等へ避難することがかえって危険な場合は、その時点の場所よりも、相対的に安全な場所へ直ちに移動等します。</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	発令される状況	<u>災害のおそれあり</u>	<u>災害のおそれ高い</u>	<u>災害発生又は切迫(ただし、必ず発令される情報ではない)</u>	発令時の行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>危険な場所から高齢者及び障害のある方等は避難します。避難に時間を要する方、その避難を支援する方及び早期の避難が望ましい地域にお住まいの方等が対象です。</u></li> <li>・<u>上記以外の方も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。</u></li> <li>・<u>ハザードマップ等を確認して、自宅やその場所で安全を確保できると自ら判断できる場合は、上階へ移動</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>危険な場所から、全員避難します。</u></li> <li>・<u>ハザードマップ等を確認して、自宅やその場所で安全を確保できると自ら判断できる場合は、上階へ移動したり、上層階に留まる等、屋内で安全を確保することもできます。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>災害の危険が目前に迫っているか、既に災害が発生している状況です。命の危険が迫っていますので、直ちに身の安全を確保します。</u></li> <li>・<u>避難所等へ避難することがかえって危険な場合は、その時点の場所よりも、相対的に安全な場所へ直ちに移動等します。</u></li> </ul>	避難情報の名称と発令基準の変更
情報の種類	<del>避難準備</del> 高齢者等避難開始	避難勧告	<del>避難指示(緊急)</del>	災害発生情報																					
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害を予測して、避難の準備を呼びかけるために発令します。</li> <li>・お年寄りや体の不自由な方は避難を開始する目安です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生するおそれがあるため、立退き避難や屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促すために発令します。災害状況に応じ適切に避難して下さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の危険が目前に迫り、避難しなければ生命の危険が高まるような状況にある場合に発令します。</li> <li>・勧告よりも強く、避難のために立ち退かせる行為等を求めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を求めます。</li> </ul>																					
情報の種類	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保																						
発令される状況	<u>災害のおそれあり</u>	<u>災害のおそれ高い</u>	<u>災害発生又は切迫(ただし、必ず発令される情報ではない)</u>																						
発令時の行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>危険な場所から高齢者及び障害のある方等は避難します。避難に時間を要する方、その避難を支援する方及び早期の避難が望ましい地域にお住まいの方等が対象です。</u></li> <li>・<u>上記以外の方も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。</u></li> <li>・<u>ハザードマップ等を確認して、自宅やその場所で安全を確保できると自ら判断できる場合は、上階へ移動</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>危険な場所から、全員避難します。</u></li> <li>・<u>ハザードマップ等を確認して、自宅やその場所で安全を確保できると自ら判断できる場合は、上階へ移動したり、上層階に留まる等、屋内で安全を確保することもできます。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>災害の危険が目前に迫っているか、既に災害が発生している状況です。命の危険が迫っていますので、直ちに身の安全を確保します。</u></li> <li>・<u>避難所等へ避難することがかえって危険な場合は、その時点の場所よりも、相対的に安全な場所へ直ちに移動等します。</u></li> </ul>																						

旧頁	旧					新				備考																															
	<p align="center"><b>【参考】市の避難勧告等の基準</b></p>					<p align="center"><b>【参考】市の避難情報の発令基準</b></p>																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>避難準備・ 高齢者等避難開始</th> <th>避難勧告</th> <th>避難指示(緊急)</th> <th>災害発生情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土砂</td> <td>発令基準</td> <td>宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度が高まること予測された場合</td> <td>・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度がさらに高まること予測された場合(※1) ・前兆現象を確認した場合(※2)</td> <td>避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき</td> <td><u>土砂災害の発生が確認された場合</u></td> </tr> <tr> <td>対象地域</td> <td>土砂災害危険箇所等</td> <td>※1 土砂災害危険箇所等 ※2 当該地域</td> <td>当該地域</td> <td>当該地域</td> </tr> </tbody> </table>							避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)	災害発生情報	土砂	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度が高まること予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度がさらに高まること予測された場合(※1) ・前兆現象を確認した場合(※2)	避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき	<u>土砂災害の発生が確認された場合</u>	対象地域	土砂災害危険箇所等	※1 土砂災害危険箇所等 ※2 当該地域	当該地域	当該地域	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>高齢者等避難</th> <th>避難指示</th> <th>緊急安全確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土砂</td> <td>発令基準</td> <td>宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度が高まること予測された場合</td> <td>・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度がさらに高まること予測された場合(※1) ・前兆現象を確認した場合(※2)</td> <td>・避難指示の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき <u>・土砂災害の発生が確認された場合</u></td> </tr> <tr> <td>対象地域</td> <td>土砂災害警戒区域等</td> <td>※1 土砂災害警戒区域等 ※2 当該地域</td> <td>当該地域</td> </tr> </tbody> </table>						高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	土砂	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度が高まること予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度がさらに高まること予測された場合(※1) ・前兆現象を確認した場合(※2)	・避難指示の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき <u>・土砂災害の発生が確認された場合</u>	対象地域	土砂災害警戒区域等	※1 土砂災害警戒区域等 ※2 当該地域	当該地域	
		避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)	災害発生情報																																				
土砂	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度が高まること予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度がさらに高まること予測された場合(※1) ・前兆現象を確認した場合(※2)	避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき	<u>土砂災害の発生が確認された場合</u>																																				
	対象地域	土砂災害危険箇所等	※1 土砂災害危険箇所等 ※2 当該地域	当該地域	当該地域																																				
		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保																																					
土砂	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度が高まること予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度がさらに高まること予測された場合(※1) ・前兆現象を確認した場合(※2)	・避難指示の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき <u>・土砂災害の発生が確認された場合</u>																																					
	対象地域	土砂災害警戒区域等	※1 土砂災害警戒区域等 ※2 当該地域	当該地域																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>避難準備・ 高齢者等避難開始</th> <th>避難勧告</th> <th>避難指示(緊急)</th> <th>災害発生情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>発令基準</td> <td>・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合</td> <td>・基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</td> <td>・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合</td> <td><del>・氾濫発生情報(洪水警報)が発表された場合</del> <del>・その他氾濫の発生が確認された場合</del></td> </tr> <tr> <td>対象地域</td> <td colspan="4">○洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。</td> </tr> </tbody> </table>							避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)	災害発生情報	洪水	発令基準	・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合	・基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合	・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合	<del>・氾濫発生情報(洪水警報)が発表された場合</del> <del>・その他氾濫の発生が確認された場合</del>	対象地域	○洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>高齢者等避難</th> <th>避難指示</th> <th>緊急安全確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>発令基準</td> <td>・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合</td> <td>・基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</td> <td>・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 <u>・氾濫発生情報(洪水警報)が発表された場合</u> <u>・その他氾濫の発生が確認された場合</u></td> </tr> <tr> <td>対象地域</td> <td colspan="3">○洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。</td> </tr> </tbody> </table>						高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	洪水	発令基準	・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合	・基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合	・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 <u>・氾濫発生情報(洪水警報)が発表された場合</u> <u>・その他氾濫の発生が確認された場合</u>	対象地域	○洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。			
		避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)	災害発生情報																																				
洪水	発令基準	・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合	・基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合	・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合	<del>・氾濫発生情報(洪水警報)が発表された場合</del> <del>・その他氾濫の発生が確認された場合</del>																																				
	対象地域	○洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。																																							
		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保																																					
洪水	発令基準	・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合	・基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合	・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 <u>・氾濫発生情報(洪水警報)が発表された場合</u> <u>・その他氾濫の発生が確認された場合</u>																																					
	対象地域	○洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。																																							

旧頁	旧				新				備考	
	防災重点ため池(※3)の決壊  発令範囲	水位が設計洪水位(※4)に達した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位が設計洪水位(※4)を超え、なお上昇のおそれがある場合</li> <li>ため池の近郊において、洪水調整機能の限界を超えることが予想される降雨が発生した場合(水位計が設置されていない場合の暫定基準)</li> </ul>	堤体(土手)決壊のおそれがある場合	<u>氾濫の発生が確認された場合</u>	防災重点ため池(※3)の決壊  発令基準  対象地域	水位が設計洪水位(※4)に達した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位が設計洪水位(※4)を超え、なお上昇のおそれがある場合</li> <li>ため池の近郊において、洪水調整機能の限界を超えることが予想される降雨が発生した場合(水位計が設置されていない場合の暫定基準)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤体(土手)決壊のおそれがある場合</li> <li><u>氾濫の発生が確認された場合</u></li> </ul>	
対象地域 ○ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。			○ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。							
	早期発令(※5)  発令基準  対象地域	台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれがある場合	台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれが高まった場合	-	-	早期発令(※5)  発令基準  対象地域	台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれがある場合	台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれが高まった場合	-	
対象地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害<u>危険箇所</u>等</li> <li>洪水浸水想定区域(水防法第14条)</li> <li>ハザードマップで示された浸水範囲(防災重点ため池)</li> </ul>			-	-	-					

旧頁	旧				新				備考	
	その他	<p>発令基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム管理者より、異常洪水時防災操作等を行う可能性に関する通知を受けた場合</li> <li>予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム管理者より、異常洪水時防災操作等を行う事前通知を受けた場合</li> <li>次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき</li> <li>①大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報</li> <li>②地下空間の浸水又は高潮による浸水</li> <li>③有毒物の流出又は危険物の爆発</li> <li>④大規模延焼火災</li> <li>⑤その他自然災害又は大規模な事故災害等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム管理者より、異常洪水時防災操作開始等の通知を受けた場合</li> <li>避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき</li> <li>その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき</li> </ul>	<p>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を要すると認めるとき</p>	その他	<p>発令基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム管理者より、異常洪水時防災操作等を行う可能性に関する通知を受けた場合</li> <li>予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム管理者より、異常洪水時防災操作等を行う事前通知を受けた場合</li> <li>次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき</li> <li>①大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報</li> <li>②地下空間の浸水又は高潮による浸水</li> <li>③有毒物の流出又は危険物の爆発</li> <li>④大規模延焼火災</li> <li>⑤その他自然災害又は大規模な事故災害等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム管理者より、異常洪水時防災操作開始等の通知を受けた場合</li> <li>災害が発生し、又はまさに発生しようとし、命を守るため直ちに身の安全を確保する行動を要すると認めるとき</li> </ul>	
	対象地域	当該地域	当該地域	当該地域	当該地域		当該地域	当該地域	当該地域	<p>※3 防災重点ため池 下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。 <u>(資料6-17「防災重点ため池一覧」参照)</u></p> <p>※4 設計洪水位 各ため池の洪水調整機能の限界を超えることとなる水位。※具体的な基準については、別途定める。</p> <p>※5 早期発令 台風等により早期の「<del>避難準備</del>・高齢者等避難開始」や「<del>避難勧告</del>」の発令が必要な事象。</p> <p>※<del>避難準備</del>・高齢者等避難開始 避難の勧告又は指示に基づく避難の実行行動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の受け入れ準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避難行動に時間を要する者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。</p> <p>※<del>避難勧告</del> 避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。</p> <p>※3 防災重点ため池 下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。 <u>(資料6-18「防災重点ため池ハザードマップ」参照)</u></p> <p>※4 設計洪水位 各ため池の洪水調整機能の限界を超えることとなる水位。※具体的な基準については、別途定める。</p> <p>※5 早期発令 台風等により早期の「高齢者等避難」や「<u>避難指示</u>」の発令が必要な事象。</p> <p>※<u>高齢者等避難</u> 高齢者や障害者など、避難に時間を要する人がいることを考慮し、災害が発生するおそれがある状況で発令する情報。</p> <p>※<u>避難指示</u> 災害が発生するおそれが高い状況で発令する情報であり、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。</p> <p>※<u>緊急安全確保</u> 災害が発生または切迫している状況で発令する情報。「立退き避難」を行うことがかえって危険であり、避難行動の変容を特に促したい場合に発令するもの。この段階で避難が完了していない居住者等は、直ちに身の安全を確保するため、その時点での場所より相対的に安全な場所へ移動する必要がある。</p>

旧頁	旧	新	備考																																				
	<p><del>※避難指示（緊急） 被害の発生の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。</del></p> <p><del>※災害発生情報 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を促す行為である。</del></p>																																						
<p>P49 第1部 第2章 第4節 避難計画</p>	<p>2. 避難<b>勧告</b>等の実施〔災対本部事務局、都市整備部、消防部、区本部〕</p> <p>(1) 避難<b>勧告</b>等の区分及び発令基準</p> <p>災害対策基本法第56条及び第60条に基づく避難<b>勧告</b>等の発令は、次の区分により実施する。</p> <table border="1" data-bbox="338 667 1418 1419"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>避難準備 ・高齢者等避難開始</th> <th>避難<b>勧告</b></th> <th>避難指示（緊急） <del>急</del></th> <th>災害発生情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土砂</td> <td>発令基準</td> <td>宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度が高まること予測された場合</td> <td>・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度がさらに高まること予測された場合（※1） ・前兆現象を確認した場合（※2）</td> <td>避難<b>勧告</b>の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき</td> <td><del>土砂災害の発生が確認された場合</del></td> </tr> <tr> <td>対象地域</td> <td>土砂災害<b>危険箇所</b>等</td> <td>※1 土砂災害<b>危険箇所</b>等 ※2 当該地域</td> <td>当該地域</td> <td>当該地域</td> </tr> </tbody> </table>			避難準備 ・高齢者等避難開始	避難 <b>勧告</b>	避難指示（緊急） <del>急</del>	災害発生情報	土砂	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度が高まること予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度がさらに高まること予測された場合（※1） ・前兆現象を確認した場合（※2）	避難 <b>勧告</b> の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき	<del>土砂災害の発生が確認された場合</del>	対象地域	土砂災害 <b>危険箇所</b> 等	※1 土砂災害 <b>危険箇所</b> 等 ※2 当該地域	当該地域	当該地域	<p>2. 避難<b>情報</b>の<b>発令</b>〔災対本部事務局、<b>経済部</b>、都市整備部、消防部、区本部〕</p> <p>(1) 避難<b>情報</b>の区分及び発令基準</p> <p>災害対策基本法第56条及び第60条に基づく避難<b>情報</b>の発令は、次の区分により実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1525 667 2534 1837"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>高齢者等避難</th> <th>避難<b>指示</b></th> <th>緊急安全確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土砂</td> <td>発令基準</td> <td>宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度が高まること予測された場合</td> <td>・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度がさらに高まること予測された場合（※1） ・前兆現象を確認した場合（※2）</td> <td>・避難<b>指示</b>の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき <u>・土砂災害の発生が確認された場合</u></td> </tr> <tr> <td>対象地域</td> <td>土砂災害<b>警戒区域</b>等</td> <td>※1 土砂災害<b>警戒区域</b>等 ※2 当該地域</td> <td>当該地域</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>発令基準</td> <td>・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合</td> <td>・基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</td> <td>・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 <u>・氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合</u> <u>・その他氾濫の発生が確認された場合</u></td> </tr> </tbody> </table>			高齢者等避難	避難 <b>指示</b>	緊急安全確保	土砂	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度が高まること予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度がさらに高まること予測された場合（※1） ・前兆現象を確認した場合（※2）	・避難 <b>指示</b> の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき <u>・土砂災害の発生が確認された場合</u>	対象地域	土砂災害 <b>警戒区域</b> 等	※1 土砂災害 <b>警戒区域</b> 等 ※2 当該地域	当該地域	洪水	発令基準	・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合	・基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合	・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 <u>・氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合</u> <u>・その他氾濫の発生が確認された場合</u>	<p>避難情報の名称と発令基準の変更 (以降も同様)</p>
		避難準備 ・高齢者等避難開始	避難 <b>勧告</b>	避難指示（緊急） <del>急</del>	災害発生情報																																		
土砂	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度が高まること予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度がさらに高まること予測された場合（※1） ・前兆現象を確認した場合（※2）	避難 <b>勧告</b> の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき	<del>土砂災害の発生が確認された場合</del>																																		
	対象地域	土砂災害 <b>危険箇所</b> 等	※1 土砂災害 <b>危険箇所</b> 等 ※2 当該地域	当該地域	当該地域																																		
		高齢者等避難	避難 <b>指示</b>	緊急安全確保																																			
土砂	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度が高まること予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度がさらに高まること予測された場合（※1） ・前兆現象を確認した場合（※2）	・避難 <b>指示</b> の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき <u>・土砂災害の発生が確認された場合</u>																																			
	対象地域	土砂災害 <b>警戒区域</b> 等	※1 土砂災害 <b>警戒区域</b> 等 ※2 当該地域	当該地域																																			
洪水	発令基準	・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合	・基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合	・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 <u>・氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合</u> <u>・その他氾濫の発生が確認された場合</u>																																			

旧頁		旧				新				備考	
	洪水	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合</li> <li>・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合</li> <li>・氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が発生するおそれが高まった場合</li> <li>・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<del>氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合</del></li> <li>・<del>その他氾濫の発生が確認された場合</del></li> </ul>	対象地域	○洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。			
		対象地域	○洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。								
	防災重点ため池（※3）の決壊	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位が設計洪水水位（※4）に達した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が設計洪水水位（※4）を超え、なお上昇のおそれがある場合</li> <li>・ため池の近郊において、洪水調整機能の限界を超えることが予想される降雨が発生した場合（水位計が設置されていない場合の暫定基準）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤体（土手）決壊のおそれがある場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<del>氾濫の発生が確認された場合</del></li> </ul>	対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位が設計洪水水位（※4）に達した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が設計洪水水位（※4）を超え、なお上昇のおそれがある場合</li> <li>・ため池の近郊において、洪水調整機能の限界を超えることが予想される降雨が発生した場合（水位計が設置されていない場合の暫定基準）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤体（土手）決壊のおそれがある場合</li> <li>・<del>氾濫の発生が確認された場合</del></li> </ul>	
		対象地域	○ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。								
	（※5）早期発令	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれがある場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれが高まった場合</li> </ul>	-	-	対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれがある場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれが高まった場合</li> </ul>	-	
		対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域等</li> <li>・洪水浸水想定区域（水防法第14条）</li> <li>・ハザードマップで示された浸水範囲（防災重点ため池）</li> </ul>					-			



旧頁	旧				新				備考								
	対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害危険箇所等</li> <li>洪水浸水想定区域（水防法第14条）</li> <li>ハザードマップで示された浸水範囲（防災重点ため池）</li> </ul>	-	-		その他	発令基準 ・ダム管理者より、異常洪水時防災操作等を行う可能性に関する通知を受けた場合 ・予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき	・ダム管理者より、異常洪水時防災操作等を行う事前通知を受けた場合 ・次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ①大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ②地下空間の浸水又は高潮による浸水 ③有毒物の流出又は危険物の爆発 ④大規模延焼火災 ⑤その他自然災害又は大規模な事故災害等	・ダム管理者より、異常洪水時防災操作開始等の通知を受けた場合 ・避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ・その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき	<del>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を要すると認めるとき</del>		対象地域	当該地域	当該地域	当該地域	当該地域	
		※3 防災重点ため池 下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。 (資料6-18「防災重点ため池ハザードマップ」参照)					※3 防災重点ため池 下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。 (資料6-18「防災重点ため池ハザードマップ」参照)					対象地域	当該地域	当該地域	当該地域	当該地域	※3 防災重点ため池 下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。 (資料6-17「防災重点ため池一覧」参照)
		※4 設計洪水水位 各ため池の洪水調整機能の限界を超えることとなる水位。※具体的な基準については、別途定める。															※4 設計洪水水位 各ため池の洪水調整機能の限界を超えることとなる水位。※具体的な基準については、別途定める。
		※5 早期発令 台風等により早期の「避難準備・高齢者等避難開始」や「避難勧告」の発令が必要な事象。 ※避難準備・高齢者等避難開始 避難の勧告又は指示に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するため、防災関															※5 早期発令 台風等により早期の「高齢者等避難」や「避難指示」の発令が必要な事象。 ※高齢者等避難 高齢者や障害者など、避難に時間を要する人がいることを考慮し、災害が発生するおそれがある状況で発令する情報。 ※避難指示 災害が発生するおそれが高い状況で発令する情報であり、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。 ※緊急安全確保 災害が発生または切迫している状況で発令する情報。「立退き避難」を行うことがかえって危険であり、避難行動の変容を特に促したい場合に発令するもの。この段階で避難が完了していない居住者等は、直ちに身の安全を確保するため、その時点での場所より相対的に安全な場所へ移動する必要がある。

旧頁	旧	新	備考
	<p><del>係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の受け入れ準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避難行動に時間を要する者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。</del></p> <p><del>※避難勧告</del>  <del>避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。</del></p> <p><del>※避難指示（緊急）</del>  <del>被害の発生の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。</del></p> <p><del>※災害発生情報</del>  <del>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を促す行為である。</del></p> <p>(2) <b>実施責任者</b>  避難<del>勧告等</del>の発令は、都市整備部、消防部及び区本部等からの情報に基づき、原則として市災害対策本部長である市長が実施する。ただし、<del>地方自治法又は災害対策基本法等に</del>基づき、補助機関又はその他の機関が市長の権限を代行することができる。</p> <p>ア <b>補助機関による代行（地方自治法第153条第1項）</b></p> <p>①副市長及び危機管理監等は、災害による危険がより切迫し、市長の判断を得るいとまのないとき、又は市長が不在のときは、市長の職務代理者として権限を代行する。（代行は、仙台市災害対策本部組織図に定める順による。）</p> <p>②消防署長は、管轄区域内において、災害が拡大し又は、拡大のおそれがあるときで、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めた場合、避難<del>勧告等</del>を発令することができる。</p> <p>③区長は、応急対策活動中において、地域住民の生命、身体に危険が急迫し、市長又は代行者による避難<del>勧告等</del>の発令を待ついとまがない場合、避難<del>勧告等</del>を発令することができる。</p> <p>イ 略</p> <p>(3) <b>避難<del>勧告等</del>の伝達</b>  市長が避難<del>勧告等</del>を発令したとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難<del>勧告等</del>を発令した通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難<del>勧告等</del>の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。</p> <p>ア <del>避難準備</del>・高齢者等避難<del>開始</del>発令時の伝達手段</p> <p>①報道機関との連携  テレビのデータ放送などにより<del>避難準備</del>・高齢者等避難<del>開始</del>を幅広く市民に伝達するため、災害情報共有システム（Lアラート）を通じ各報道機関等に情報提供するとともに、必要に応じ、「災害時における放送要請（協力）に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ、テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。  （資料7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）</p>	<p>(2) <b>実施責任者</b>  避難<del>情報</del>の発令は、<u>経済部</u>、都市整備部、消防部及び区本部等からの情報に基づき、原則として市災害対策本部長である市長が実施する。ただし、地方自治法又は災害対策基本法に基づき、補助機関又はその他の機関が市長の権限を代行することができる。</p> <p>ア <b>補助機関による代行（地方自治法第153条第1項）</b></p> <p>①副市長及び危機管理監等は、災害による危険がより切迫し、市長の判断を得るいとまのないとき、又は市長が不在のときは、市長の職務代理者として権限を代行する。（代行は、仙台市災害対策本部組織図に定める順による。）</p> <p>②消防署長は、管轄区域内において、災害が拡大し又は、拡大のおそれがあるときで、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めた場合、避難<del>情報</del>を発令することができる。</p> <p>③区長は、応急対策活動中において、地域住民の生命、身体に危険が急迫し、市長又は代行者による避難<del>情報</del>の発令を待ついとまがない場合、避難<del>情報</del>を発令することができる。</p> <p>イ 略</p> <p>(3) <b>避難<del>情報</del>の伝達</b>  市長が避難<del>情報</del>を発令したとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難<del>情報</del>を発令した通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難<del>情報</del>の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。</p> <p>ア <b>高齢者等避難発令時の伝達手段</b></p> <p>①報道機関との連携  テレビのデータ放送などにより高齢者等避難を幅広く市民に伝達するため、災害情報共有システム（Lアラート）を通じ各報道機関等に情報提供するとともに、必要に応じ、「災害時における放送要請（協力）に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ、テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。  （資料7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）</p>	

旧頁	旧	新	備考
	<p>②緊急速報メール            災対本部事務局は、通信事業者が提供する「緊急速報メール」を用いて、<del>避難準備</del>→            高齢者等避難開始の<del>情報</del>配信を行う。</p> <p>③杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS（ツイッター）等及び市ホームページ            災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS（ツイッター）」等            により<del>避難準備情報</del>発令の<del>情報</del>配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウ            ェブサイト」により情報提供を行う。</p> <p>④ ～ ⑥略</p> <p>イ <del>避難勧告</del>、<del>避難指示（緊急）</del>、<del>災害発生情報</del>発令時の伝達手段</p> <p>①報道機関との連携            テレビのデータ放送などにより<del>避難勧告</del>、<del>避難指示（緊急）</del>、<del>災害発生情報</del>を幅広く            市民に伝達するため、災害情報共有システム（Lアラート）を通じ各報道機関等に情報            提供するとともに、必要に応じ、「災害時における放送要請（協力）に関する協定」に            基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難            先等の放送の要請を行う。            （資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）</p> <p>②緊急速報メール            災対本部事務局は、通信事業者が提供する「緊急速報メール」を用いて、<del>避難勧告</del>、  <del>避難指示（緊急）</del>、<del>災害発生情報</del>の<del>情報</del>配信を行う。</p> <p>③杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS（ツイッター）等及び市ホームページ            災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS（ツイッター）」            等により<del>避難勧告</del>、<del>避難指示（緊急）</del>、<del>災害発生情報</del>の<del>情報</del>配信を行うとともに、市ホ            ームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。</p> <p>④ ～ ⑦略</p> <p>ウ 伝達の内容</p> <p>①<del>避難勧告等</del>の発令者            ②発令の理由及び発令日時            ③警戒レベル(※)            ④避難対象区域            ⑤避難先（名称・所在地）            ⑥避難経路（必要に応じ）            ⑦その他必要な事項</p>	<p>②緊急速報メール            災対本部事務局は、通信事業者が提供する「緊急速報メール」を用いて、高齢者等            避難の<del>情報</del>配信を行う。</p> <p>③杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS（ツイッター）等及び市ホームページ            災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS（ツイッター）」            等により<del>高齢者等避難</del>発令の<del>情報</del>配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報            ウェブサイト」により情報提供を行う。</p> <p>④ ～ ⑥略</p> <p>イ 避難指示、<del>緊急安全確保</del>発令時の伝達手段</p> <p>①報道機関との連携            テレビのデータ放送などにより避難指示、<del>緊急安全確保</del>を幅広く市民に伝達するた            め、災害情報共有システム（Lアラート）を通じ各報道機関等に情報提供するととも            に、必要に応じ、「災害時における放送要請（協力）に関する協定」に基づき、報道機            関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の            要請を行う。            （資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）</p> <p>②緊急速報メール            災対本部事務局は、通信事業者が提供する「緊急速報メール」を用いて、避難指示、  <del>緊急安全確保</del>の<del>情報</del>配信を行う。</p> <p>③杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS（ツイッター）等及び市ホームページ            災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS（ツイッター）」            等により避難指示、<del>緊急安全確保</del>の<del>情報</del>配信を行うとともに、市ホームページ及び「避            難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。</p> <p>④ ～ ⑦略</p> <p>ウ 伝達の内容</p> <p>①<del>避難情報</del>の発令者            ②発令の理由及び発令日時            ③警戒レベル(※)            ④避難対象区域            ⑤避難先（名称・所在地）            ⑥避難経路（必要に応じ）            ⑦その他必要な事項</p>	

旧頁	旧	新	備考																
	<p>※ 警戒レベルと<del>避難勧告等</del>の関係は次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="457 279 1160 510"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th><del>避難勧告等</del></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td>災害発生情報</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td><del>避難指示(緊急)</del> <del>避難勧告</del></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td><del>避難準備・高齢者等避難開始</del></td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	警戒レベル	<del>避難勧告等</del>	警戒レベル5	災害発生情報	警戒レベル4	<del>避難指示(緊急)</del> <del>避難勧告</del>	警戒レベル3	<del>避難準備・高齢者等避難開始</del>	<p>※ 警戒レベルと<del>避難情報</del>の関係は次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1614 279 2208 464"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th><del>避難情報</del></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td>緊急安全確保</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>避難指示</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>高齢者等避難</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	警戒レベル	<del>避難情報</del>	警戒レベル5	緊急安全確保	警戒レベル4	避難指示	警戒レベル3	高齢者等避難	
警戒レベル	<del>避難勧告等</del>																		
警戒レベル5	災害発生情報																		
警戒レベル4	<del>避難指示(緊急)</del> <del>避難勧告</del>																		
警戒レベル3	<del>避難準備・高齢者等避難開始</del>																		
警戒レベル	<del>避難情報</del>																		
警戒レベル5	緊急安全確保																		
警戒レベル4	避難指示																		
警戒レベル3	高齢者等避難																		